

## 専門実践教育訓練給付金の利用について

平成 29 年 10 月 1 日付で「ICDS キャリアコンサルタント養成講座」が「専門実践教育訓練給付」の対象講座として指定を受けました。

これにより、雇用保険被保険者期間が支給要件を満たした方が個人で受講される場合、専門実践教育訓練給付金の支給申請が可能となります。

※はじめて教育訓練給付制度を利用する場合は、当面、雇用保険加入期間が2年以上の方で、かつ、受講開始日の1カ月前までにハローワークでの受給資格確認申請手続きを完了された方が専門実践教育訓練給付金の支給対象となります。

|       |   |
|-------|---|
| 支給対象者 | 雇用保険被保険者期間 <b>10 年</b> 以上<br>(初めて給付を受ける場合、当面 <b>2 年</b> 以上)   |
| 受講料   | 270,000 円 (税込 297,000 円)  |
| 給付率   | A) 受講料の 40%(年間上限 32 万円)<br>+<br>B) 修了後 1 年以内に資格取得し就職につながった(雇用保険一般被保険者だった)場合、<br>研修代金の 20%を追加支給<br><br>⇒A)+B) 合計 60%(年間上限 48 万円)           |
| 注意事項  | ・給付を受けるためには「受講開始日 1 カ月前までのハローワークへの申請手続き」が必須です。<br>事前準備として、ハローワークで入手いただく書類やご勤務先に発行いただく証明書が必要となる場合もございますので、お早目に手続き方法やスケジュールをハローワークにご確認ください。 |

### 【参考】

～専門実践教育訓練給付金のご案内～

[https://www.hellowork.go.jp/dbps\\_data/\\_material/\\_localhost/doc/senmonkyouiku\\_kyufu.pdf](https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material/_localhost/doc/senmonkyouiku_kyufu.pdf)

お手続き等につきましては次頁にてご確認ください。

## 【専門実践教育訓練給付金の支給申請手続きの流れ】

### 【1】受講開始日の1か月前まで:

- 1)教育訓練給付制度を活用したご受講をご検討中の方は、受給資格の確認および受給に必要な手続き等について、ご自身の[住所地を管轄するハローワークの教育訓練給付窓口](#)に直接ご確認いただき、事前申請手続き時に必要な書類類等入手してください。

### 【参考】

#### ～専門実践教育訓練給付金のご案内～

[https://www.hellowork.go.jp/dbps\\_data/material/\\_localhost/doc/senmonkyouiku\\_kyufu.pdf](https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/material/_localhost/doc/senmonkyouiku_kyufu.pdf)

※P4「3. 専門実践教育訓練の「教育訓練給付金」の支給申請手続」参照)

### 【専門実践教育訓練指定講座番号等】

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 指定講座番号    | 73072-172001-7      |
| 講座名称      | ICDS キャリコンサルタント養成講座 |
| 施設名       | 有限会社キャリアサポーター       |
| 目標とする資格名称 | キャリアコンサルタント         |
| 開講日       | 受講するコースの第1回目講義日     |

- 2) ハローワークで訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成します。  
※申請時に在職中の方は、「[専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明書](#)」の提出による申請も可能です。
- 3) 手続きに必要な書類等を整え、**受講開始日の1か月前までにハローワークでの受講前申請手続きを完了**してください。

### 【2】受講修了時:

講座初日に専門実践教育訓練給付金利用希望についてお申し出ください。

修了要件を満たし講座を修了された方には、講座最終日にハローワークでの教育訓練給付金申請手続きに必要な書類(修了証明書等)をお渡しします。

### 【3】受講修了後:

＜研修代金の40%の支給申請＞

申請期限内(受講コース最終日の翌日から起算して1ヶ月以内)にご自身の住所地を管轄するハローワークで、指定された書類を提出の上、支給申請手続きをしてください。

申請期限が過ぎますと手続きができなくなりますのでご注意ください。

**【4】キャリアコンサルタント資格取得後：**

＜研修代金の20%の追加支給申請＞

受講修了日(受講コース最終日)の翌日から1年以内に「キャリアコンサルタント国家資格」を取得し、かつ雇用保険被保険者として雇用された場合に追加支給を受ける場合の支給申請期間は、雇用された日の翌日から起算して1か月以内です。(被保険者として雇用されている方は、受講を修了し、かつ資格取得等した日の翌日から1か月以内が追加支給の申請期間です。)

資格取得を証明する書類等、指定の書類を期間内にハローワークに提出の上、支給申請手続きをしてください。